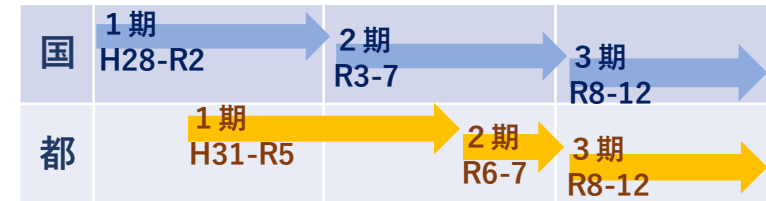


東京都アルコール健康障害対策推進計画

- ・アルコール健康障害対策基本法第14条に基づき、国計画を基に都計画を策定
- ・第2期計画期間：令和6年度及び令和7年度
※国の計画期間と合わせるため、計画期間を2か年として策定
- ・第3期計画期間（予定）：令和8年度から令和12年度まで
- ・国は令和8年度末までに次期計画を策定予定（計画期間：令和8年度から令和12年度）

■計画期間



第2期計画の目標と実施状況

1 アルコール健康障害の発生予防

【目標】

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させる
【ベースライン：令和3年】男性16.4% 女性17.7%
- 20歳未満の飲酒及び妊娠中の飲酒をなくす

<主な取組>

- ・ポータルサイト「とうきょう健康ステーション」等を通じた飲酒のリスクに関する普及啓発

【実施状況】

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合
【令和6年】男性**16.8%** 女性**12.9%**

※東京都政策企画局「健康に関する世論調査」より

- 20歳未満の飲酒者の割合【H29⇒R3】※全国調査

中3男子 3.8% ⇒ 1.7%

中3女子 2.7% ⇒ 2.7%

高3男子 10.7% ⇒ 4.3%

高3女子 8.1% ⇒ 2.9%

- 妊娠中の飲酒者の割合【H29 ⇒ R5年】※全国調査

1.2% ⇒ 1.0%

【評価】

- ✓ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合は男性は微増、女性は減少傾向
- ✓ 20歳未満の飲酒者の割合・妊娠中の飲酒率も減少している

2 切れ目のない支援体制の整備（相談・治療・回復支援）

【目標】

- 相談拠点と医療機関や自助グループ等との連携体制の強化（連携会議の定期開催等）
- 専門医療機関の拡充
- アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上
- アルコール健康障害事例の継続的な減少

<主な取組>

- ・ 地域連携会議、関係機関向け研修
- ・ 普及啓発フォーラム、リーフレット配布
- ・ 専門相談、家族講座、回復支援プログラムの実施

【実施状況】

- 依存症相談拠点（精神保健福祉センター）において地域連携会議を年1回ずつ開催。
- 専門医療機関は9か所（第2期計画策定時から追加選定なし）
- アルコール依存症に対する意識 ※内閣府調査
 - 本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である
H28⇒R5 45.3%⇒34.7%
 - 相談できる場所として知っているもの（R5）
医療機関77.1% 精神保健福祉センターや保健所 29.3%
自助グループ 20.7% 特にない 15.5%
- 都内のアルコール依存症の患者数 年間約5,500人で推移
精神保健福祉センターへの相談件数 年間約1,000件で推移

【評価】

- ✓ **地域における連携体制の構築が進んでいるが、今後さらに多様な機関との連携についても検討が必要**
- ✓ **専門治療や地域連携を担う専門医療機関のさらなる整備が必要**
- ✓ **アルコール依存症の理解は進む一方、相談先の認知度など、十分な理解が浸透しきれていない側面もある**
- ✓ **患者数や相談件数は一定で推移しており、今後も相談から回復にいたる切れ目のない支援の取組が必要**

第3期計画策定に向けた課題

<これまでの実施状況を踏まえた課題>

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している女性の割合、20歳未満の飲酒者の割合・妊娠中の飲酒率は減少傾向であるが、今後も更なる減少が必要
- アルコール依存症に対する理解は一定程度進展
一方、相談先の認知不足、依存症や飲酒に対するイメージから相談を躊躇する例が見られる
- かかりつけ医や精神科クリニックで**早期発見し、専門的な治療に結び付ける**ことが重要

<検討が必要な新たな課題>

- 新型コロナの流行を契機とした飲酒習慣の変化（「家飲み」の増や飲酒時間の長時間化）に対応した対策が必要
- ヤングケアラーなど依存症患者の家族へのさらなる支援が求められている

計画改定に向けた主な論点

- ターゲットを絞った効果的な普及啓発（ターゲット層、普及啓発の手法について）
- 医療体制のさらなる向上（専門医療機関の拡充、一般診療科と精神科の連携に向けた取組みについて）
- 関係機関との連携強化（特に連携の強化が必要な分野、連携方法について）
- その他、計画策定にあたって特に検討すべき課題など

第3期計画改定のスケジュール

